

## あ い さ つ



21世紀は「人権の世紀」と言われおり，国内外において人権尊重社会の実現に向けた様々な取組が行われていますが，女性や児童，高齢者などに対する暴力や虐待等の人権問題が依然として報告されております。

人権は，一人ひとりが生まれながらに持っている基本的な権利で，憲法により保障されておりますが，その権利を保ち続けるためには，互いの人権を尊重することの大切さを理解することが必要です。

そのような人権尊重意識の醸成には，個人の内心，心のあり方に深くかかわる問題であることから，個々が自主的に学習していただくため，様々な機会の提供が必要となつてまいります。

本市におきましては，第7次土浦市総合計画に基づき，市民の皆様の人権意識の高揚を図るため，人権講演会を開催するなど，人権意識の啓発に努めているところですが，このたび，各分野の人権に関する施策を総合的に推進するための指針として「土浦市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。

市民の皆様におかれましては，本基本計画の趣旨に御理解をいただき，一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに，本基本計画の策定に当たり，専門的な見地から貴重な御提案・御意見をいただきました「土浦市人権施策推進協議会」の皆様をはじめ，人権に関する意識調査にご協力をいただきました市民の皆様，及び企業の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

土浦市長 中川 清